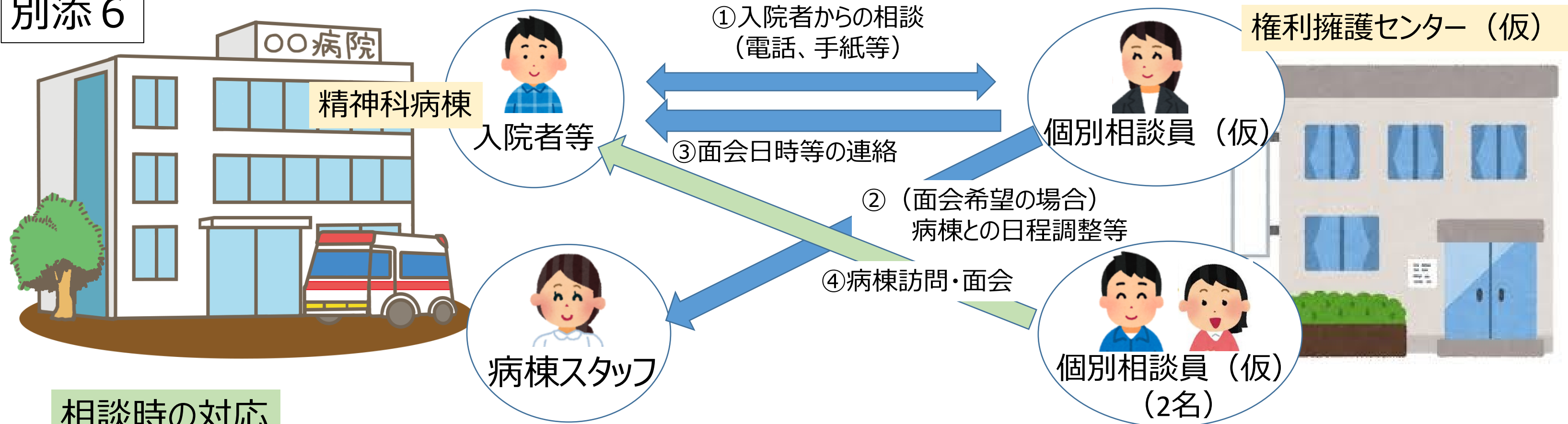


別添 6



相談時の対応

- 本人の立場に立って、丁寧に話を聞き、本人をエンパワメントする
- 本人の希望の確認（散歩したい、外出したい、タバコが吸いたい、スタッフにもっと話をきいてほしい、退院したい等）
- 権利についての説明
- 個別相談員（仮）にできること（できないこと、しないこと）を伝える など

相談後の対応

本人の希望に基づき、

- 必要時に再度相談を受ける
- 本人が病棟スタッフ等に自分の考えや希望を伝える手伝いをする
- 本人に代わって、病棟スタッフに本人の考えや希望等を伝える
- 退院請求や処遇改善請求制度の情報提供
- 代理人が必要と判断された場合は弁護士会等を紹介する
- 病棟スタッフ等にどのような働きかけをするのか（したのか）本人に報告する など

※虐待が疑われる場合、病棟環境等に問題があることが判明した場合には、通報を含む対応につきセンター内で協議する

相談の際の留意点

- 本人の了解なしに、相談内容や個人情報等を病棟スタッフ等に話さない
- あくまでも「本人の味方」として対応する
- 個別相談員（仮）は、病院スタッフ等、専門職の下請けをするわけではないことに留意する